

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

共	00	00	10	39	5年
---	----	----	----	----	----

宮本生企第1298号  
令和3年8月30日  
生活安全部長

「みやぎ防犯広報大使」運用要領の一部改正について（通達）  
みやぎ防犯広報大使については、「みやぎ防犯広報大使」運用要領の制定について（通達）」（平成28年3月4日付け宮本生企第415号）により運用しているところであるが、別添のとおり同運用要領を一部改正したので、誤りのないよう運用されたい。

なお、これに伴い前記通達は廃止する。

担当：犯罪抑止対策係

別添

## 「みやぎ防犯広報大使」運用要領

### 1 目的

県内で活動する著名人を「みやぎ防犯広報大使」（以下「広報大使」という。）として委嘱し、犯罪発生状況や防犯対策等の広報を行うことで、県民の防犯に対する意識を高め犯罪の被害防止を図るもの。

### 2 任務

- (1) 警察の要請に基づき各種犯罪被害防止のためのイベント等に参加すること
- (2) 通常活動を通じて防犯情報等を発信し、県民に対する被害防止広報をすること
- (3) 上記のほか、生活安全部長が必要と認める活動を行うこと

### 3 委嘱

広報大使は、本県に愛着を持ち、かつ、防犯広報活動に積極的な者で、次に掲げるいずれかの者のうちから選定し、本人の同意を得て生活安全部長が、別紙委嘱状を交付して委嘱する。

- (1) スポーツ、音楽、モデル、報道等広報効果が高い業務に携わる著名人で宮城県にゆかりのある者
- (2) (1)に掲げる者のほか、生活安全部長が特に必要と認める者

### 4 任期

- (1) 広報大使の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- (2) 生活安全部長は、(1)に関わらず、特別な事由があるときは、広報大使を解任することができる。

### 5 報酬

広報大使に対する報酬は支給しない。

### 6 事務局

生活安全部生活安全企画課に事務局を置き、広報大使に関する事務を行う。

### 7 情報提供

事務局は、広報大使に対して、任務遂行に必要な犯罪情勢や防犯情報等を随時提供する。

別紙 略